

豊川で水面利用されるみなさまへ

豊川では、河川敷地の利用のほか、水面利用（小型船舶及び水上バイク等）も増えて、水面利用上の問題が発生しています。マナーを守り安全な水面利用ができるよう、皆様のご協力をお願い致します。

水面利用上のマナー



1. **他の利用者への迷惑行為**はやめましょう。

河川は、誰もが他から拘束されず自由に利用できることから、ゆずり合いの精神を心掛けましょう。

2. **漁業の操業者への迷惑行為**はやめましょう。

吉田大橋より上流部は、漁の仕掛け網などが設置されている箇所がありますので、注意しましょう。

3. **周辺住民に迷惑となる行為**はやめましょう。

エンジンの空ぶかしなど、騒音の原因となる行為はやめましょう。

4. **船舶等の不法係留**はやめましょう。

洪水時に流出し、河川管理施設（護岸等）を損傷させるほか、一般の河川利用の妨げにもなっています。



【連絡先】
国土交通省 中部地方整備局
豊橋河川事務所 占用調整課
TEL:0532-48-8112

